

---

「商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集」の結果について

---

令和6年7月8日  
特許庁商標課  
商標審査基準室

商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集を行い、各方面から御意見を募集した結果は以下のとおりです。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも産業財産権行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和6年5月28日（火曜日）～令和6年6月26日（水曜日）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、特許庁ホームページ

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送

2. 意見募集の結果

提出意見数：0件

したがって、原案どおりとさせていただきます。